



個人や家族で解決できない問題を住民 同士で解決。NPO、ボランティア、住民 活動、福祉法人等の支え

住民同士で解決できない 問題を行政が解決

← 住民の主体的な活動で対応

住民と行政の相互協力の領域

行政施策として行うべきもの →

特に 住民同士の助け合いや支え合い(共助) が重要

◎町、地区・事業者、町民の区分による施策や取り組み(計画より一部紹介します)

町民

地区•事業者等

〇地区の中の交流を進めましょう

〇近隣の声掛けを進めましょう

町

〇保健福祉課による日常的な見守り支援

○企業等との協定による非常時対応

〇ひとり暮らし等高齢者見守り支援

〇子ども・子育て支援事業の充実

見守り支援の充実

○地区や近隣との交流を図りましょう ○健康や生活に不安がある場合は、遠 慮せず相談しましょう

〇必要に応じ、各種の見守りサービス 等を利用しましょう

災害時要配慮者支援体制の整備

○自ら避難することが難しい方につい ては、遠慮せずに登録を行いましょ う

○災害時の避難支援にあたっては、自 主防災組織や町内会の協力なしには 成り立たないことから、情報共有や

避難方法等の確認を進めましょう ○地区において該当者がいた場合は登

録を呼びかけましょう

〇制度についての普及・啓発

○緊急通報装置の設置

○名簿登録や個別支援計画の策定

O自主防災組織、町内会の代表者と民生 委員児童委員との合同で情報共有を図

●相談支援の体制づくり

○個人や家族だけで抱えこまずに相談 しましょう

○困った時に相談できる人や窓口を探 しておきましょう

○行政や関係機関・他団体との関わり をもち、情報交換や意見交換を行い ましょう

○知り合いや隣近所に困りごとを抱え ている人がいたら信頼できる人や相 談窓口に相談するよう促しましょう ○地域活動や事業を通じて困りごとを 抱える人がいたら、必要に応じて関

係機関の相談窓口につなげましょう

Oすべての人が適切に相談支援を受けら れるよう努力します

○包括的支援体制を強化します

○利用しやすい相談支援体制づくりをす すめます

○連携による課題解決をめざします

困ったときにはひとりで悩まずに相談しましょう

山辺町保健福祉課

山辺町緑ケ丘5番地

TFI 667-1107

山辺町保健福祉センター「輝らりやまのべ」

TEL 667-1177

山辺町地域包括支援センター

TEL 666-6565

山辺町社会福祉協議会 お近くの民生委員・児童委員 山辺町大字山辺3700番地 TEL 664-7982

保健福祉課におたずねください

山辺町大字大塚836番地1

山辺町大字大塚836番地1

第3次山辺町地域福祉計画【概要版】

発行/山辺町保健福祉課(令和5年3月)

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ケ丘5番地 TEL 023-661-1107 FAX 023-667-1108

第3次 山辺町地域福祉計画

令和5年度 → (2023年)

令和9年度 (2027年)



地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福 祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

町では、平成29年3月に策定した第2次山辺町地域福祉計画で、「みんながつながり 安 心して暮らせる 助け合いのまち やまのべ」を基本理念に、各施策を推進してきました。

地域福祉を推進するために、地域住民や社会福祉関係者と町が協働して何ができるか、ま たはどのように協力できるかということを考え、助け合いや支え合いのできる地域となるた めの取り組みや仕組みづくりについて、地域住民や社会福祉関係者と町が協力して作り上げ る地域福祉実現のための計画です。

山辺町

2 基本理念・基本目標・主な施策

基本理念

「みんながつながり 安心して暮らせる 助け合いのまち やまのべ」

第3次計画では、第2次計画の基本理念を継承し、山辺町の地域福祉の目指す 姿として、次のような基本理念を掲げ、その実現に向け、3つの基本目標のも と、具体的な取り組みを行い、地域共生社会の実現を目指します

基本目標1

福祉サービスの適切な利用の促進



(1)情報提供の充実

(1)情報提供(八分主)	〇福祉情報について町広報紙やホームページで周知
	○関係機関の情報提供を支援○○福祉のガイドブックの作成

(2) 見えにくい困難課題の解決に向けて

①見守り支援の充実	○日常的な見守り支援の継続 ○緊急通報装置の設置 ○企業等との「協定」による非常時の対応 ○ひとり暮らし等高齢者見守り支援(乳酸飲料無料サービス) ○子ども・子育て支援事業の充実
②生活困窮者の支援	○関係機関との連携により、早期発見に努め支援機関につなげる ○生活自立支援センターによる相談・支援の促進
③権利擁護の推進	○成年後見制度の普及・啓発 ○日常生活自立支援事業の普及・啓発 ○高齢者や障がい者等の権利擁護と見守り体制の充実
④ひきこもり支援	○相談窓口、支援機関の周知による早期発見や早期支援 ○県の自立 支援センター巣立ちとの連携 ○生活自立支援センターとの連携

(3) 苦情解決の仕組みの充実、権利擁護の推進

①ニーズに応じたサービス対応	〇民生委員児童委員や地域見守り活動等の情報連携体制の構築 〇地域包括ケアシステムの構築 〇認知症対策の推進
②サービスの質の確保	○ケアプランを作成等の講座や研修の実施 ○福祉事業者に対する指導や助言、研修等の支援 ○第三者評価制度の推進 ○事業者のリスク管理体制の確立の周知 ○看護人材や介護人材の確保の取り組み
③個人情報の保護	O民生委員児童委員等を対象とした個人情報保護に関する研修会

(4)総合的な相談支援体制の構築

①相談支援体制の強化	〇町や関係機関が連携して実施している個々の相談支援事業の充実
②包括的相談支援の体制づくり	○すべての人が適切に相談支援を受けられるように努める ○包括的支援体制を強化 ○利用しやすい相談支援体制づくり ○連携による課題解決
③利用しやすい相談支援を めざして	〇地区に出向き直接対話 〇心配ごと相談所や巡回相談の実施検討 〇なんでも相談・支援できる体制 〇全庁的な総合相談支援体制整備
④連携による課題解決	〇コーディネート機能の強化 〇地域連携ネットワークの構築

基本目標2

安心して暮らせる福祉環境づくり



(1) 災害に強い地域づくり

①災害時要配慮者支援体制の整備	〇災害時要配慮者避難支援制度についての普及・啓発 〇災害時避難行動要支援者名簿登録や個別支援計画の策定を促進 〇自主防災組織または町内会の代表者と民生委員児童委員との合同での情報共有を図る
②自主防災組織	〇自主防災組織の活動に対し支援を行う

(2)健康で暮らし続けられるまちづくり

①健康づくりの推進	○生活習慣病予防をはじめとする健康づくりの支援や意識啓発 ○各種健 診及び健康教室、健康相談の充実 ○検診受診率の向上を図る。
②保健医療体制の充実	○「かかりつけ医」確保の啓発 ○「かかりつけ医」と高度医療機関との 連携による医療の提供 ○保健福祉センターを核とする保健体制の充実
③保健・医療・福祉の連携 強化	〇地域ケア会議の充実 〇ケアマネジメント体制の整備 〇医療・介護連携の強化
④認知症対策	〇認知症サポーターの養成と普及 〇認知症ケアパス(ガイドブック)の普及 〇初期集中支援チームの活用推進 〇認知症及び家族の居場所づくり
⑤心の健康づくり	〇自殺対策計画に基づいて、2026 年に自殺者 2.7 人以下をめざす
⑥感染症対策	○感染拡大防止に向けたワクチン接種を実施 ○町民への情報提供や国、県、町による多面的な緊急対策を実施

(3) 暮らしやすい生活環境の整備

①バリアフリー、ユニバーサル	〇バリアフリーマップの作成支援
デザインの推進	〇バリアフリー化の取り組みを推進
②移動手段の確保	〇町営バス運行事業等 〇地区や事業者等の共助の取り組みを支援

基本目標3

地域福祉への町民参加の促進



(1) 地域福祉の普及啓発

①ボランティアの推進、あいさつ	〇小中学校におけるボランティア活動を通じ、地域福祉の心を育む
運動等、福祉の集い	○あいさつ運動など ○「福祉のつどい」「あおぞらまつり」への参加

(2) 地域での支え合い・助け合いの推進

①各種団体への活動支援	○青少年健全育成活動 ○生涯学習講座等 ○高齢者「いきいき教室」 ○認知症サポーターの養成活動 ○老人クラブ活動
②ボランティアの育成・活動支援	○中学生や高校生のボランティア活動支援 ○ボランティアセンターの 機能充実 ○ボランティア活動についての周知

(3) 地域交流の推進

①生活支援コーディネーター、	〇生活支援コーディネーターの配置、地域づくりのネットワーク化
サロン等、子育て広場	〇高齢者や子育て世帯それぞれが参加できるサロン等の開催